

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する津久見市職員対応要領

(目的)

第1条 この要領は、津久見市障がい者計画の基本方針である「障がいのある人もない人も、だれもがのびやかに暮らす、共生のまち」を目指すものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、津久見市職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものである。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定により、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別に定める障がいを理由とする差別の解消に向けた職員対応マニュアル（以下「津久見市職員対応マニュアル」という。）に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定により、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、津久見市職員対応マニュアルに留意するものとする。

(監督者の責務)

第4条 職員のうち、所属長以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項に留意して障がい者に対する不当な差別的取扱いが行われないように注意し、障がい者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がい者を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がい者を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - (2) 障がい者等（障がい者及びその家族その他の関係者をいう。以下同じ。）から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に関する相談、苦情の申出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導等を実施すること。
- 2 監督者は、障がい者を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談体制の整備）

- 第5条 職員による障がい者を理由とする差別に関する障がい者等からの相談等に的確に対応するための相談窓口を総務課及び社会福祉課に置く。
- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールのほか、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

（研修及び啓発）

- 第6条 障がい者を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

附 則

この要領は、令和3年12月10日から施行する。